

[事案 2021-284] 新契約無効請求

・令和4年12月27日 和解成立

<事案の概要>

募集人に恫喝されて契約したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年10月に契約した組立型保険について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 自分の職場を担当していた募集人から保険の勧誘を受けたが、「保険はいらない」と断ると、募集人から、「(自分の職場の)店長の顔に泥を塗った」、「あなたも職場にいつらくなるよ」等と恫喝され、当時自分は職場でパワハラを受けており、信頼できるのは店長だけだったことから、店長の顔に泥を塗ると風当たりが強くなるかもしれないと思い契約した。
- (2) 募集人との面談時に、別の保険会社に勤務している自分の父に電話をかけて相談したいと言ったが、募集人がこれをさせなかった。募集人は、自分の父と話すことも拒絶した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 令和2年9月に、申立人が募集人にLINEのメッセージを送っているが、良い内容の保険を紹介してもらったこと等に対する募集人への感謝の内容になっている。この事実から、募集人が恫喝した事実はないこと、申立人が自身の意思で申込みをしたことが理解できる。
- (2) 申立人が申立人父に電話をかけることを、募集人が妨げた事実はない。実際に、申立人と募集人の面談中、申立人は複数回父と電話で話をしており、LINEのやり取りもしている。募集人が、申立人父と話をしなかったことは事実だが、募集人は申立人に設計書を使った説明を十分にしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の恫喝があったことは認められないものの、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 事情聴取の結果も踏まえ本件を総合的に判断すると、申立人の保険加入のニーズ、意向把握が行われないまま商品の提案が行われ、申立人の職場における状況など個人的な事情もあり、結果として、申立人にとっては必ずしも必要のない、意向に沿わない契約をせざるを得なかった可能性が否定できない。